

# キャッシュ・フロー会計に関する一考察

山谷公基

## 〔目次〕

### はじめに

第1章 キャッシュ・フロー会計の目的と機能

第2章 わが国の資金情報会計の変遷

第3章 個別企業の財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成方法・計算方法

第4章 連結企業の財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成方法・計算方法

第5章 キャッシュ・フロー計算書の構造

おわりに

### はじめに

平成10年に企業会計審議会から「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書と作成基準」が公表され、わが国でもキャッシュ・フロー会計が導入されることになった。その特徴は、キャッシュ・フロー計算書が主要な3つの財務諸の1つを占めることになったということ、従来のたとえば資金計算書の資金概念よりもその種類の範囲が広がったこと、表示区分が3つになったことなどがあげられる。

キャッシュ・フロー計算書は、現金主義によって認識計上がなされる。その結果、この計算書の最終ラインは現金及び現金同等物の期末残高を示すことになる。この場合、現金の特質とはどのようなものであろうか。それは①交換手段、②支払手段、③財を購買する力を持つもの、④利子を生む能力を有するもの、⑤購買力を有するが、購買力は変動する、⑥貯蓄能

力や担保能力を有する、などを挙げることができよう。キャッシュ・フロー計算書の計算上の基本である収入－支出＝現金等有高（当期利益）は、原価主義（測定）によっている。たとえば、有形固定資産の購入支出（原価）はその資産の減価償却の全額を表している。収入についてはその時点の価額で記入される。この場合、貨幣は主に交換手段を意味し、購買力の変動を加味したものではないと考えられる。この計算書では、貨幣の購買力損益は計上されていない。

貨幣は、社会の中で特に企業との関連で用いられている。キャッシュ・フロー計算書をこの中に置いてみてみると、他の2つの財務諸表つまり損益計算書と貸借対照表とは異なる存在価値を有している。それは、貨幣を中心とする見方の導入である。鎌田信夫教授は、キャッシュ・フロー計算書の特徴について次のように論述している。①会社の純資産の変動、流動性、支払能力及び財務弾力性を評価する。②会社の現金及び現金同等物を獲得する能力を評価する。③他の会社の将来のキャッシュ・フローの現在価値を評価し、分析する。④過去に行った将来のキャッシュ・フローの予測に関する評価の検証と、収益性と正味キャッシュ・フローとの関係及び価格変動の影響を調査する。⑤企業の取引及び事象を共通の基準で比較検討する。<sup>1)</sup>これらをみるとキャッシュ・フロー計算書は、他の財務諸表とは異なる独自性を有している。すべて、現金及び現金同等物が企業活動の評価の中心となっているということである。

キャッシュ・フロー計算書の中身は、3つの区分（問題点はあるとしても）に分割されている。すなわち、営業・投資・財務活動の区分であり、それらがすべて現金及び現金同等物の収入、支出さらにその結果を記載することによって統一されている。見積り計算や収入・支出と収益・費用との時間的ズレによって生じる見越による経過勘定は一切この計算書の区分

には持ち込まれていない。したがって、計算上、確実性の高いそれぞれの数値が得られることとなる。また、このように3区分することにより、どの区分から現金等がいくら生じ、減じているかを正確に把握することができ、企業の運営に有益である。

さて、資本市場が急速に国際化し、国境を越えた資本取引が日常化するにつれて、損益計算書や貸借対照表だけではこれらに対応できなくなっている。国際的に、統一された計算書が必要である。その要求に最もかなった計算書がキャッシュ・フロー計算書である。

本稿では、著者自身が問題点ありと考えるキャッシュ・フロー計算書における会計目的・機能、計算方法や作成方法、区分などについて論じている。

## 第1章 キャッシュ・フロー会計の目的と機能

ここでは、キャッシュ・フロー会計論の検討をはじめるに当たり、その目的と機能を述べることにしたい。

### 1. キャッシュ・フロー会計の目的

平成10年に企業会計審議会が公表した「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(以下、「作成基準」)の第一の作成目的によれば「連結キャッシュ・フロー計算書は、企業集団の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するものである」としている。また、同年に上記の同会が公表した「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」(以下、「意見書」)の二のキャッシュ・フロー計算書の位置づけによれば「『キャッシュ・フロー計算書』は、一会計期間における

キャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に企業活動全体を対象とする重要な情報を提供するものである。我が国では、資金情報を開示する資金収支表は、財務諸表外の情報として位置づけられてきたが、これに代えて『キャッシュ・フロー計算書』を導入するに当たり、これを財務諸表の一つとして位置づけることが適当であると考える。

なお、国際的にもキャッシュ・フロー計算書は財務諸表の一つとして位置づけられている」としている。

企業会計の目的には、①分配可能利益算定目的、②経営状況の報告目的があげられる。<sup>2)</sup>他に目的観としては、③利害関係者に会計情報を提供する情報提供目的あるいは同じことであるが、利害関係者の意思決定のために役立つ会計情報の提供目的が考えられる。②と③は同種のものようであるが、②は特に経営者の立場からのものであり、時価も意識している。③は利害関係者の立場を重視したものであり、その点で②とは異なる。③は役立ち、機能として捉えた方がよいと考えられる。会計の目的を主に①であると捉えれば、損益計算書が重要視されるであろう。

会計目的は、実践的・具体的なものでなければならない。そうでないならば、それは実質的に有益なものではないからである。安藤英義教授は、次のように述べている。「……利害調整は、情報ではなく『本人にとって現実の問題』に係わっている。それはすでに述べたように、財産をめぐって自己と他人との間の取るか取られるかの利害の線引（調整）の問題である。」<sup>3)</sup>と。ここで利害調整とは分配可能利益算定のことをいう。会計は、企業内部の経営者のための会計であるべきである。上の③の情報会計は、企業外部の利害関係者のための会計になっている。経営者は、分配可能利益算定を目的としなければ、集められた資本の受託責任を果たせないのであ

ろう。また、投資者も分配可能利益には、興味があるはずである。配当金は、投資者にわたるからである。しかし、それは投資者個人の責任における範囲のものである。経営者のもつ責任の巾はそれ以外にも及ぶ。

利益の算定こそが主なる会計の目的でなければならない。利益の算定は、財産法から損益法にかわってきたといわれている。理由は、財産法ではそれは期末資本一期首資本＝当期純利益として算出される。そのためには、決算時にストックである期末資産・負債の価値の評価額を資産・負債について1つずつ調査し、それらを元にして求めなければならない。このことは、実務的には大変困難である。損益法では、それは収益－費用＝当期純利益として算出される。継続記録法を建て前とする現代会計においては、損益計算書で純利益の多くを占める売上高－売上原価＝売上総利益をしつかりつかまえることが出来るので、この計算書で利益計算をし、それを裏付ける意味で、貸借対照表を用いた方がよい。貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書は、損益計算書を支援・補完するものであると考えられる。したがって、キャッシュ・フロー計算書それ自体は分配可能利益算定目的を支援・補完することを目的とするものであると考えられる。損益計算書や貸借対照表では、税引前当期純利益が算定されるが、それには見積り計算される減価償却費、売掛金、受取手形、不良債権（不渡手形など）などが含まれ、現金や現金同等物で保証されたものではない。仮装利益を含んでいる恐れがある。その乖離を説明するのがキャッシュ・フロー計算書である。したがって、上記の企業会計審議会の目的観とは異なるものである。また、この目的観（作成目的と述べている）は、企業が何を目的として存在しているのかという観点も述べていない。本稿では、むすびでその点についてふれている。

エルドン S. ヘンドリクセンは「いったん会計の目的が設定されると、会

計理論への若干のアプローチのうち1つのアプローチ、あるいはそれ以上のアプローチが、理論的に考えられる会計原則を導出するために選択されなければならない」<sup>4)</sup>と論じている。会計理論を全体的に規制するのが会計アプローチといえよう。現在、多くの論者の間で問題となっているアプローチは費用・収益アプローチと資産・負債アプローチである。なお、現在アプローチ法は費用・収益アプローチから資産・負債アプローチに移行しているのではないかといわれている。しかし、分配可能利益算定目的にマッチする方法は費用・収益アプローチであろう。包括利益まで含む資産・負債アプローチは、分配可能利益算定目的とは異なる範囲の利益（あるいは資本）をも含んでいる。包括利益概念は、その性質が明らかでない部分がある。費用・収益アプローチは、損益計算書を重視する。なお、収入・支出アプローチは費用・収益アプローチの中に包含されるであろう。その理由は、会計目的観による。

## 2. キャッシュ・フロー会計の機能

キャッシュ・フロー会計の機能は、大きくいえば利害関係者の会計上の意思決定のために役立つ情報の提供を行うものであるといえる。IAS, R. No. 7（国際会計基準書第7号、1992年改訂）は、キャッシュ・フロー情報の効用についての中で次のようなことを述べている<sup>5)</sup>。①キャッシュ・フロー計算書が他の財務諸表とともに利用される場合には、企業の純資産の変動、財務構造（流動性や支払能力を含む）並びに環境と機会の変化に合わせて、キャッシュ・フローの額と時期に企業が影響を及ぼす能力を利用者が評価することを可能にする情報を提供する。②キャッシュ・フロー情報は、企業が現金及び現金同等物を獲得する能力を評価する上で有用であり、また利用者が、異なる企業の将来のキャッシュ・フローの現在価値を

評価し、比較するためのモデルを開発することを可能にする。③キャッシュ・フロー情報は、同一の取引及び事象に対する異なる会計処理の採用による影響を除去するので、経営業績報告の企業間の比較可能性を高める。

キャッシュ・フロー計算書が他の財務諸表と共に用いられる場合、それとの間における純資産の比較、流動性や支払能力の比較など企業によぼす影響を利害関係者に、独自の立場で提供できる。この計算書は、現金創造能力を評価する上で、また将来獲得するキャッシュ・フローを金利で割り引いて現在価値を求め、それを異なる企業との比較に用いうることを可能にする点で有益である。さらにすべての企業において、現金主義による方法が用いられるので、当該企業年間における比較や他企業間との比較が容易である。上の①に関連するが、この計算書は営業・投資・財務のそれぞれのキャッシュ・フローに区分されるので、どの区分からキャッシュ・フローが生じ、減じているかが分かる。これらを利用すれば、キャッシュ・フローに関して、経営者にとってはどの区分に力を入れるべきか、また利害関係者にとってはその企業の欠陥がどの部分にあるのかが分かる。これらの計算を元にして企業の自由になるフリー・キャッシュ・フローが算定できれば、その有用性はさらに増すであろう。これらの見解は、主に利害関係者向けの会計になっている。

先にもふれたが、「意見書」は「……『キャッシュ・フロー計算書』を導入するに当たり、これを財務諸表の一つとして位置づける」<sup>6)</sup>と述べている。それゆえに、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書が主要な3つの計算書として位置づけられることになる。「意見書」は、これら財務諸表の優劣を述べていない。優劣あるいは重要さの順位は、作成方法、計算方法、会計目的、機能の側面からつけられるかもしれないが、ここで述べられていることは順位などではなく、3つの主要な財務諸表の1

つとして理解される、ということである。

これらについて、もう少しくわしくみると次のようになろう。キャッシュ・フロー計算書の作成方法と位置付けの問題で、作成方法として間接法をとる場合、キャッシュ・フロー計算書は損益計算書や貸借対照表とは同等でない、とよくいわれる。理由は、間接法は損益計算書や貸借対照表の結果を利用して作成されるからである。この方法が作成上簡便であるので、一般的に実務上用いられている。その意味では、この計算書は損益計算書や貸借対照表に従属的である。しかし、後述するが、純粹直接法を用いれば、そうではない。つまり、従属的ではない。なお、直接法でもT勘定法、精算表による作成方法は間接法の作成方法に類似している点がある。

キャッシュ・フローの計算方法には、作成方法と同じように2つの方法がある。直接法と間接法であるが、計算方法についても間接法が簡便である、といわれている。これについては、くわしくはおわりにのところでふれている。

企業会計の目的観の立場からみれば、損益計算書における分配可能利益算定目的を貸借対照表はストックの形で、またキャッシュ・フロー計算書は分配可能利益と現金及び現金同等物の乖離を支援・補完する形で、示すものである。

機能の面からみれば、キャッシュ・フロー計算書は、主に資金の入・出金の表示を、損益計算書は経営成績の表示を、貸借対照表は財政状態を、利害関係者に会計情報として提供し、それらを利用して利害関係者は投資意思決定を判断することになる。「意見書」の見解は、これに近い。

財務諸表について、それらの優劣・順位は会計目的観などからみれば、存在するかもしれない。しかし、意見書で述べている主要な財務諸表の1つとして位置づけられるという見解には矛盾しないと考えられる。キャッ

シュ・フロー計算書は、主要な財務諸表を形作るものとみうる。大きくみれば、3つの財務諸表が補い合って会計目的を果たしているからである。

## 第2章 わが国の資金情報会計の変遷

ここでは、わが国における資金情報会計の変遷について論じることにしたい。具体的には、資金繰表、資金収支表及びキャッシュ・フロー計算書の概要についての経緯である。

わが国の会計上の資金情報に関する概要の変遷は、資金繰表、資金収支表及びキャッシュ・フロー計算書という流れの中で示されてきている。資金繰表は、昭和28年の証券取引法に基づく大蔵省令「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令」に起源を発している。この大蔵省令によって、財務諸表の提出義務のある企業は有価証券報告書等によって、財務諸表外の書類として、資金繰表を開示しなければならなくなつた。その内容は、前月繰越現金・預金、当月の種々の経済活動に伴つて生じる現金の収入・支出の動き、また預金への預け入れ・引出し、次月繰越現金・預金の状況から当月の資金不足額・資金過剰額を知ることが出来るようになっている一種の資金計画表を示している。資金繰表を作成することによって、以下のような対策が可能となろう。資金不足額は、昨近に当てはめれば持株、土地などの代金の下落、不良債権の発生などによって生じる。これらに対しては、積立金や引当金の取り崩し、借入金などによって対応せねばならないであろう。また、資金過剰額の場合は定期預金への預け入れ、公社債投資信託などの購入、新たな投資先へも出資されるであろう。各種の過不足額の処理・処分が考えられる。なお、残り分は次月繰越現金・預金とい

うことになる。資金繰表は、当該企業の資金収支の動きにより最適現金・預金の保有量を知り、維持していく額を知るところにその根本的特徴がある。バブル以降多くの企業が倒産、赤字をかえ危険に直面している。昭和28年代と異なる意味で、資金繰表は重視されねばならないと思え、上のような最近の具体例をあげた。

また、資金繰表は資金収支表、キャッシュ・フロー計算書とは、その機能が少し異なっているのではないかと考えられる。それは、当該企業内向けの現金及び預金の過不足額の調達（維持額）、支払能力（支払方法）及び処理方法などを知ることを機能としている。期間は、1年間ではなく、多く月単位である。さらに、それには明日の資金繰りをどうするのかという経営財務論的思考も濃厚に入っている。資金繰表における資金概念は、現金及び預金に狭く限定されている。預金についても、担保に入っているものは除かれるであろう。資金繰表は、形式的には上の大蔵省令によれば、収入の部は①営業収入、②営業外収入、③借入金、④増資又は社債発行による収入、⑤その他の収入、から成っている。また、支出の部は①原材料費、②人件費、③経費、④設備費、⑤借入金返済、⑥支払利息、⑦配当金、⑧税金、⑨その他の支出、から成っている。なお、⑥～⑧は昭和46年の大蔵省令の一部改正で加わったものである。資金繰表は、営業活動、投資活動、財務活動の区別になっていない。また、投資活動に関する項目が少ない。それは、収入の部・支出の部による区分になっている。結論をいえば、この表は収入－支出＝現金・預金有高（資金有高）を計算し、企業内でこの有高をいかに維持し、処理・処分するかにその重点がある。

昭和61年の企業審議会の「証券取引法に基づくディスクロジヤー制度における財務諸表の充実について（中間報告）」に基づいて、大蔵省は「開示省令」を公表して、有価証券報告書等を提出する企業に、資金繰表にかわ

り資金収支表を開示することを求めることとした。その内容は、資金の正味変動額を知るために、正味事業収支、正味資金調達収支などを示さねばならないことになっている。すなわち、そこでは第1に事業活動に伴う事業収支が、第2として資金調達に伴う調達収支を表示すべきことが述べられ、両者の収支が重要視されていることが分かる。両者の結果として算出される当期総合資金収支に、もしあれば低価法適用評価損などをマイナスして、それに期首の資金残高をプラスして期末の資金残高が算出される。また、期首資金残高と期末資金残高の内訳は注記されねばならないことになっている。

資金収支表は、外部報告用の計算表であり、その形式については、明確な指針が定められている。主に、それは金融機関の信用調査に有用であった。しかし、財務諸表としては、正式には認定されていない。公認会計士による監査外の財務諸表である。期間は、1年間分を表示することになっている。作成方法は、直接法がとられている。

上述したように、形式的には2区分法がとられている。しかし、法人税等の処理方法は独特である。すなわち、それを事業活動に伴う収支の中の支出区分、これには①営業支出、②営業外支出、③有形固定資産取得支出、④決算支出などがあるが、その中の④決算支出等に属させている。そこには、配当金なども入っている。この処理方法は、法人税等を利益処分項目とみることによるのかもしれない。

上述の「開示省令」は、資金概念について現金及び預金並びに市場性のある一時所有の有価証券、としている。また、平成4年、蔵証第104号「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」(以下、「取扱要領」) 第29は現金を①小口現金、②手許にある当座小切手、③送金小切手、④送金為替手形、⑤預金手形、⑥郵便為替証書、⑦振替預金証書などとし

ている。いわゆる簿記でいう現金類似項目と同類である。さらに、この「取扱要領」は市場性ある一時所有の有価証券とは、有価証券のうち即時に現金化される有価証券で一時的な融資を利用するためには所有するもの、また昭和38年、大蔵省令第59号「財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則」は1年以内に現金化すると認められるものもこれに含まれるとしている。したがって、期間は1年以内から即時現金化するものまでを含むと考えられる。

資金繰表は、企業内において当期生じた現金・預金有高から維持額や資金過不足額を知り、過剰分についてはいかに利用するか、不足分についてはいかに穴埋めすべきかを考慮することが可能となる元資料である。その点で資金収支表やキャッシュ・フロー計算書とは異なる。資金収支表は、企業外部向けのものであり、事業活動に伴う収支と資金調達に伴う収支の2つに大きく分けられている。大まかにではあるが（営業活動などの区分が不明瞭なので）、企業の現金創造能力の評価や債務返済能力などの資金収支情報提供機能は果たしているとみうる。また、作成方法としてキャッシュ・フロー計算書でいう純粋直接法（これについては3章でふれる）がとられ、その意味では従来の損益計算書、貸借対照表の作成方法と同じである。しかし、事業活動の中に営業活動と投資活動が混在し、経営者や利害関係者にとって混乱した情報が提供される結果となっている。また、資金概念の中に、特に市場性のある一時所有の有価証券が入っていて、たとえばそれが何か月で必ず現金化するものを含むのかなど明らかでない欠点も有している。それらの欠点を克服すべく、さらに経済グローバル化などに対応すべくキャッシュ・フロー計算書の導入が考えられるようになった。

企業会計審議会は、平成9年に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」と「連結財務諸表原則」を同時に公表した。前者において資金収支

の状況については、現在、連結ベースのディスクロージャーが求められないが、今後は連結重視の観点から、連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書を導入することが重要である、とされた。これをうけて同審議会は、平成10年に先にもあげた「意見書」と「作成基準」を同時に公表した。前者において、連結キャッシュ・フロー計算書あるいは連結財務諸表を作成しない企業については、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書の作成は平成11年4月1日以降開始する事業年度から実施することが適当である、とされた。また、中間連結キャッシュ・フロー計算書あるいは連結財務諸表を作成しない会社については、個別ベースの中間キャッシュ・フロー計算書の作成は平成12年4月1日以降開始する中間会計期間から実施されるよう措置することが適当である<sup>7)</sup>、とされた。作成は、上のような条件付きではあるが、すなわち1企業のみで営業している企業は個別ベースで、子会社などを有する企業は連結ベースでなされるようになった。なお、連結ベースのキャッシュ・フロー計算書も実施日時は個別ベースのそれと同日時である。

その内容は、前にも述べたが1会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に企業全体を対象とする重要な情報を提供するものである<sup>8)</sup>。キャッシュ・フロー計算書は、3つの財務諸表の1つとして位置づけられた。従来、それに類する計算書は財務諸表外の会計資料として取り扱われていたが、その重要性が増したということである。

形式は、3区分になった。すなわち、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの3区分である。資金繰表は、現金及び預金に関する収入の部・支出の部の2区分から、また資金収支表は事業活動に伴う収支と資金調達に伴う収

支の2区分から成っている。したがって、資金収支表などと比較して1区分増加したということである。

キャッシュ・フローの作成方法には、直接法と間接法とがあるが、継続適用を条件として、どちらかの方法を採用することが認められた。資金収支表は、直接法を採用していた。この場合の直接法は、取引→仕訳→勘定→試算表→資金収支表の作成というふうに簿記的手順を踏みその表を作る。なお、キャッシュ・フロー計算書における作成方法としての直接法にも、簿記の手順を踏んで作成する方法がある。それに対して、間接法は途中をとばして税引前当期純利益を出発点としてキャッシュ・フロー計算書を作る。これらの作成方法・計算方法は、営業活動キャッシュ・フロー区分に金額上の相異を生ずる。理論的には、次章でみる純粋直接法が良いといわれている。理由は、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書が簿記の手順を踏んで作成されること、営業活動キャッシュ・フロー区分の金額が総額によって表示されることによる。

資金繰表では、資金概念は現金及び預金であった。資金収支表では、資金概念は現金及び預金並びに市場性のある一時所有の有価証券であった。キャッシュ・フロー計算書の資金概念については第5章で後述する。

### 第3章 個別企業の財務諸表におけるキャッシュ・フロー 計算書の作成方法・計算方法

ここでは、作成方法・計算方法として3つの種類の直接法と1つの間接法を表示する。設例は、著者が作成したものである。

## (設例)

ある企業の期首・期末の貸借対照表、期中取引、決算整理事項、仕訳、損益計算書は以下の通りである。これに基づいて直接法と間接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することとする。

## (イ) 貸借対照表

貸借対照表

単位：万円

期 首	期 末	勘 定 科 目	期 末	期 首
100	305	現 金 預 金		
350	390	売 掛 金		
50	40	た な 卸 資 産(商 品)		
0	190	建 物		
0	30	前 払 保 險 料		
		買 掛 金	250	150
		未 払 利 息	15	0
		未 払 給 与	20	0
		借 入 金	350	100
		資 本 金	200	200
		累 積 利 益	120	50
500	955		955	500

## (ロ) 期中取引と仕訳

(1) 商品300を掛け仕入れた。

(仕入300 買掛金300)

(2) 商品650を掛け売りした。

(売掛金650 売上650)

(3) 給与80を現金で支払った。

(支払給与80 現金80)

(給与支出)

(4) 保険料120を現金で支払った。

(支払保険料120 現金120)

(支払保険料支出)

(5) 本年の借入金分250現金で入金された。

(現金250 借入金250)

(借入金収入)

(6) 借入金350に対し支払利息として10を現金で支払った。

(支払利息10 現金10)

(支払利息支出)

(7) 建物200を現金で購入した。

(建物200 現金200)

(建物購入支出)

(8) 売掛金610が現金で回収された。

(現金610 売掛金610)

(売掛金収入または営業収入)

(9) 買掛金200を現金で支払った。

(買掛金200 現金200)

(買掛金支出または仕入支出)

(10) 法人税等45を現金で支払った。

(法人税等45 現金45)

(法人税等支出)

#### (イ) 決算整理事項と仕訳

(11) 減価償却費は、10であった。

(減価償却費10 建物10)

(12) 未払給与が20あった。

(支払給与20 未払給与20)

(13) 保険料の前払分が30あった。

(前払保険料30 支払保険料30)

(14) 未払利息が15あった。

(支払利息15 未払利息15)

(15) なお、消費税については考慮していない。

## (二) 損益計算書

損益計算書  
1月1日～12月31日

単位：万円

勘定科目	金額	勘定科目	金額
売上原価	310	売上	650
支払給与	100		
支払保険料	90		
減価償却費	10		
支払利息	25		
当期利益	70		
法人税等	45		
	650		650

(1) 直接法によるキャッシュ・フロー計算書、これには、3種類の作成方法・計算方法が考えられる。(a)純粹直接法、(b)T勘定法、(c)精算表による方法である。(a)は、現金の入・出金の理由を示す勘定科目名を用いて仕訳をし、それらを集計して作成・計算する方法である。(b)と(c)はいずれも期首および期末の貸借対照表と当該期間の損益計算書などのデータを基礎に作成・計算する方法である。なお、(b)と(c)はキャッシュ・フロー計算書の数値（計算方法）を求める形式が異なるだけである。

(a)からキャッシュ・フロー計算書を作れば次のようになる。

(a) キャッシュ・フロー計算書 (純粹直接法, ここでは仕訳から直接集めて) いる。他の帳簿組織は省略している。

### I 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入 (売掛金の現金回収額, (8)より)	610
仕入支出 (買掛金の現金支払額, (9)より)	△200
人件費支出 (給与の現金支払額, (3)より)	△80
その他の営業費支払 (支払保険料の現金支払額, (4)より)	△120
小計	210
利息の支払額 (支払利息の現金支払額, (6)より)	△10
法人税等の支払額 (法人税等の現金支払額, (10)より)	△45
営業活動によるキャッシュ・フロー	155

### II 投資活動によるキャッシュ・フロー

建物の購入 (建物の現金支払額, (7)より)	△200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△200

### III 財務活動によるキャッシュ・フロー

借入金による収入 (本年分借入金額, (5)より)	250
財務活動によるキャッシュ・フロー	250

### IV 現金及び現金同等物の増加額

205

### V 現金及び現金同等物期首残高

100

### VI 現金及び現金同等物期末残高

305

## (b) T勘定法による営業収入等の作成・計算方法

## ① 営業収入

## 売掛金

期首	350	(入金額	610)
売上	650	期末	390
	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>

## ③ 人件費支出

## 未払給与

(支払額	80)	期首	0
期末	20	支払給与	100
	<u>100</u>		<u>100</u>

## ② 仕入支出

## たな卸資産(商品)

期首	50	売上原価	310
仕入	300	期末	40
	<u>350</u>		<u>350</u>

## ④ その他の営業費支出

## 前払保険料

期首	0	支払保険料	90
(支払額	120)	期末	30
	<u>120</u>		<u>120</u>

## 買掛金

(支払額	200)	期首	150
期末	250	仕入	300
	<u>450</u>		<u>450</u>

## ⑤ 利息の支払額

## 支払利息

(支払額	10)	期首	0
期末	15	支払利息	25
	<u>25</u>		<u>25</u>

## ⑥ 法人税等の支払額

## 法人税等

(支払額	45)	損益	45
	<u>45</u>		<u>45</u>

## ⑨ 現金等の状況

## 現金及び現金同等物

期首	100	(3)	80
(8)	250	(4)	120
(1)	610	(5)	10
		(7)	200
		(2)	200
		(6)	45
期末		305	
		<u>960</u>	<u>960</u>

## ⑦ 建物の購入

## 建物

期首	0	減価償却費	10
(支払額	200)	期末	190
	<u>200</u>		<u>200</u>

## ⑧ 借入金

## 借入金

期末	350	期首	100
		(入金額	250)
	<u>350</u>		<u>350</u>

## (C) 精算表利用による営業収入等の作成方法・計算方法

精算表 (直接法)

勘定科目	借方・貸方		正味増減		修正記入		キャッシュ・フロー計算書
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	
〔貸借対照表〕							
現 金 預 金	205		(2) 100	(3) 305			
売 掛 金	40			(a) 40			
た な 卸 資 産 (商品)		10	(b) 10				
建 物	190				(f) 190		
前 払 保 険 料	30				(d) 30		
買 掛 金		100	(b) 100				
未 払 利 息		15	(e) 15				
未 払 給 与		20	(c) 20				
借 入 金		250	(g) 250				
資 本 金							
累 積 利 益		70	(1) 70				
合 計	465	465					
〔損益計算書〕							
売 上		650	(a) 650				
売 上 原 価	310				(b) 310		
支 払 給 与	100				(c) 100		
支 払 保 険 料	90				(d) 90		
減 價 償 却 費	10				(f) 10		
支 払 利 息 (発 生 額)	25				(e) 25		
当 期 利 益	70				(1) 70		
法 人 税 等	45				(h) 45		
合 計	650	650					
〔キャッシュ・フロー計算書〕							
I 営業活動によるキャッシュ・フロー							

営業収入			(a) 610		610
仕入支出		(b) 200		200	
人件費支出		(c) 80		80	
その他の営業費支払		(d) 120		120	
利息の支払額(現金)		(e) 10		10	
法人税等の支払額		(h) 45		45	
営業活動によるキャッシュ・フロー				155	
合計				610	610
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
建物の購入		(f) 200		200	
投資活動によるキャッシュ・フロー				200	
合計				200	200
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
社債の購入		(g) 250		250	
財務活動によるキャッシュ・フロー				250	
合計				250	250
IV 現金及び現金同等物の増加額					205
V 現金及び現金同等物期首残高		(2) 100		(2) 100	
VI 現金及び現金同等物期末残高		(3) 305		(3) 305	
		2,175	2,175	1,365	1,365

(b)と(c)からキャッシュ・フロー計算書を作れば次のような。

### キャッシュ・フロー計算書 《(b)と(c)による直接法》

#### I 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入	610
仕入支出	△200
人件費支出	△80
その他の営業費支払	△120

小計	210
利息の支払額	△10
法人税等の支払額	△45
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>155</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
建物の購入	△200
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△200</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入金による収入	<u>250</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>250</u>
IV 現金及び現金同等物の増加額	205
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>100</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u>305</u>

(2) 間接法によるキャッシュ・フロー計算書においては、営業活動によるキャッシュ・フローは税引前当期純利益額から出発し、損益計算書の現金が動かない項目たとえば減価償却費などと貸借対照表の営業活動に關係する資産・負債の増減額及び投資活動・財務活動の区分に含まれるキャッシュ・フローに関連して発生する損益項目を加減算して求められる。なお、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの額の求め方は、直接法と同様である。

以下に、精算表を通して作成・計算する方法を用いて間接法キャッシュ・フロー計算書を示す。

精算表（間接法）

勘定科目	借方・貸方		正味増減		修正記入		キャッシュ・フロー計算書	
	借方	貸方			借方	貸方	借方	貸方
〔貸借対照表〕								
現 金 預 金	205		(2) 100	(3) 305				
売 掛 金	40			(e) 40				
た な 卸 資 産 (商 品)		10	(f) 10					
建 物	190		(a) 10	(a) 200				
前 払 保 険 料	30			(d) 30				
買 掛 金		100	(g) 100					
未 払 利 息		15	(b) 15					
未 払 給 与		20	(c) 20					
社 債		250	(i) 250					
資 本 金								
累 積 利 益		70	(l) 115	(h) 45				
合 計	465	465						
〔キャッシュ・フロー計算書〕								
I 営業活動によるキャッシュ・フロー								
税引前当期純利益				(l) 115			115	
減価償却費				(a) 10			10	
支払利息(発生額)				(b) 25			25	
未払給与増加額				(c) 20			20	
前払保険料増加額			(d) 30			30		
売掛金増加額			(e) 40			40		
たな卸資産減少額(商品)				(f) 10			10	
買掛金増加額				(g) 100			100	
利息の支払額(現金)			(b) 10			10		
法人税等の支払額			(h) 45			45		
営業活動によるキャッシュ・フロー						155		
合 計						280	280	

II 投資活動によるキャッシュ・フロー						
建 物 の 購 入		(a) 200		200		
投資活動によるキャッシュ・フロー					200	
合 計				200	200	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー						
借 入 金 に よ る 収 入		(i) 250		250		
財務活動によるキャッシュ・フロー				250		
合 計				250	250	
IV 現金及び現金同等物の増加額					205	
V 現金及び現金同等物期首残高		(2) 100		(2) 100		
VI 現金及び現金同等物期末残高		(3) 305		(3) 305		
		1,250	1,250	1,035	1,035	

キャッシュ・フロー計算書（間接法）

## I 営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前当期純利益額	115
減価償却費	10
支払利息	25
未払給与増加額	20
前払保険料増加額	△30
売掛金増加額	△40
たな卸資産減少額（商品）	10
買掛金増加額	100
利息の支払額	△10
法人税等の支払額	△45
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>155</u>

## II 投資活動によるキャッシュ・フロー

建物の購入	<u>△200</u>
-------	-------------

投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△200</u>
------------------	-------------

## III 財務活動によるキャッシュ・フロー

借入金による収入	<u>250</u>
----------	------------

財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>250</u>
------------------	------------

## IV 現金及び現金同等物の増加額 205

V 現金及び現金同等物期首残高 100VI 現金及び現金同等物期末残高 305

以上、個別企業におけるキャッシュ・フロー計算書の作成方法・計算方法を述べた。直接法には3種類の方法があった。純粋直接法が一番自然なやり方である。というのは、取引→仕訳（キャッシュ・フローに合った勘定科目名を用いる）の段階からキャッシュ・フローを意識して計上していくからである。T勘定法、精算表による方法は、出来上がった損益計算書や貸借対照表から作成・計算していくので、それらの計算書に従属したものとなる。キャッシュ・フロー計算書は独立した計算書にならないということである。T勘定法と精算表による方法は、この点に関しては間接法と同じである。また、精算表による作成方法・計算方法は損益計算書や貸借対照表を元にして作成・計算する結果、それらの計算書と調整をしなければならないので、キャッシュ・フロー計算書における営業収入などが貸方側、仕入などが借方側に示されている。収入は借方側、支出は貸方側に示されるのが複式簿記の原則であるが、それらが反対側にそれぞれ記入される結果を招くこととなっている。これを通常の方法にするには、純粋直接法を用いればよい。

直接法と間接法とを比較すると、計算上の複雑性（連結企業では複雑性がます）、それに伴うコストの割り高等により、間接法が一般的には多く用いられている。

間接法は、税引前当期純利益から計算をはじめる方法である。税引前当期純利益は、損益計算書や貸借対照表で最終的に計上されるものであるから、この方法によるキャッシュ・フロー計算書はそれらの従属的計算書であるといわれる。なお、直接法と間接法の大きな相違点は営業キャッシュ・フローの金額算定方法のちがいにある。従属的であるということを述べたが、どのような方法でキャッシュ・フロー計算書を作ろうとも、結果として、それは3つの主要な財務諸表の1つである。

## 第4章 連結企業の財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成方法・計算方法

「意見書」は、連結企業におけるキャッシュ・フロー計算書の作成基準を述べたものであるが、具体例としては日本公認会計士協会の「実務指針」を参考にするように指示している<sup>9)</sup>。そこで、ここではこの「実務指針」における設例を取り上げることにする。この設例は連結企業のキャッシュ・フロー会計の問題を取り扱っている。

連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法・計算方法には、原則法と簡便法とがある。また、営業キャッシュ・フローの金額の算定については、直接法もしくは間接法のどちらを用いてもよいことに継続適用を条件としてなっている。原則法とは、親会社、子会社が別々に作成・計算した個別キャッシュ・フロー計算書から、それらを合算して1つの連結キャッシュ・

フロー計算書を作る方法である。簡便法とは、親会社、子会社の連結財務諸表を作成・計算した後、キャッシュ・フローの修正仕訳をして、1つのまとめられた連結キャッシュ・フロー計算書を作る方法である。

次の設例は平成10年の会計制度委員会報告書第八号の連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針による。

以下に、実務指針に従って「キャッシュ・フロー計算書」を作成する場合の手掛けりを与えるものとして、前提条件から入っていくこととする。

しかし本設例は、全体的には下記の項目をもつて構成されている。

1. 前提条件
2. 連結財務諸表の作成(作成方法の詳細についての説明は省略している)
3. 連結キャッシュ・フロー計算書(直接法)の作成(T勘定法による。  
著者作成)
4. 連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)の作成

## 1. 前提条件

- (1) 親会社甲社(商品販売会社)は、X9年3月31日現在、国内子会社として乙社(製造子会社)を、在外子会社としてフランスにX社(商品販売会社)を有している。乙社については、X8年10月1日にその発行済株式の80%を590円で取得した。X社は、X7年4月1日に、100%子会社として新規設立(投資額400円)した。
- (2) 各社の貸借対照表、損益計算書(売上原価、販売費及び一般管理費の内訳)及び剰余金計算書は、以下に示すとおりである。各社の会計期間はX8年4月1日からX9年3月31日である。ただし、乙社の期首残高はX8年10月1日(新規取得日)の残高であり、資産及び負債

の簿価と時価とに差異はない。

- (3) 甲社（親会社）及び乙社（国内子会社）の金額の単位は円であり、X社の金額の単位はフランス・フラン（FFR）である。
- (4) 「キャッシュ・フロー計算書」作成に当たつての各社に関する追加情報は以下のとおりである。

[甲社]

- ① 当期中に退職金を20円支払い(全額引当金取崩し), 70円を退職給与引当金に繰り入れた。
- ② 株式発行により250円、長期借入金によって250円を資金調達した。当期の長期借入金の返済額は100円である。
- ③ X 8年4月1日に額面800円の社債を750円で発行した。差額50円を社債発行差金に計上し、当期10円を償却した。
- ④ 受取手形のうち一部を割引しており、割引手形勘定は割り引いた手形のうち満期が到来していないものである。なお、割引手形については両建表示している。
- ⑤ 受取配当金は200円であり、未収はなかつた。
- ⑥ 支払利息及び割引料には、借入金の支払利息及び割引手形に係る割引料が含まれている。
- ⑦ 当期中に機械をファイナンス・リースで取得し、有形固定資産勘定とファイナンス・リース債務勘定に950円を計上した。ファイナンス・リース債務の当期中の支払額は90円（利息相当額部分を区分計算していない。）である。この他に975円で有形固定資産を取得しているが未払はない。
- ⑧ 取得原価80円、減価償却累計額60円の有形固定資産を除却した。
- ⑨ X 8年10月1日に乙社の発行済株式の80%を590円で取得した。ま

た、X 9年3月31日に、乙社の増資に応じ、80円の株式を追加取得した。なお、この追加取得によつても持分比率80%に変化はない。

- ⑩ 当期末、外貨預金について為替差損が10円発生した。
- ⑪ 期首及び期末における預金勘定には、それぞれ1年満期の定期預金が200円含まれている。
- ⑫ 当期中の法人税等支払額は、前期末の未払法人税等の1,000円及び中間納付額1,200円である。
- ⑬ 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しており、期首及び期末時には、仮受消費税等と仮払消費税等を相殺して未払消費税等に計上している。
- ⑭ 消費税等の中間納付はなかつた。
- ⑮ 前期の利益処分については、未払はなかつた。
- ⑯ 当期中の有価証券の取得は760円で売却はなかつた。

#### [乙社]

- ① 親会社との間の営業取引はない。
- ② 当期末に貸倒引当金を5円追加計上した。当期中の貸倒れはなかつた。
- ③ X 9年2月に設備投資120円を全額自己資金で行つた。
- ④ 当期末に取得原価100円、減価償却累計額95円の固定資産を甲社に25円で売却し、現金で全額受け取つた。なお、甲社では、当該固定資産の減価償却を当期は実施していない。
- ⑤ X 9年3月に長期借入金を30円返済した。
- ⑥ X 8年10月1日及びX 9年3月31日現在の未払金はすべてその他の営業支出に関するもので、人件費関連支出について未払はなかつた。

- ⑦ X 9年3月31日に株式発行による増資を100円行い、甲社が80円、外部株主が20円引き受け、入金した。
- ⑧ 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しており、期首及び期末時には、仮受消費税等と仮払消費税等を相殺して未払消費税等に計上している。
- ⑨ 消費税等の中間納付はなかつた。

[X社]

- ① 甲会社から商品を購入し、フランスにおいて販売している。
- ② たな卸資産に含まれている未実現利益は、期首 FFR5.4、期末 FFR7.2である。
- ③ 当期中、固定資産を第三者より FFR15で購入した。当期中の減価償却費は FFR 3である。
- ④ 長期借入金について、新規に FFR15借り入れ、FFR 2を返済した。
- ⑤ 当期末に貸倒引当金を FFR 3追加計上した。当期中の貸倒れはなかつた。
- ⑥ 当期中に甲社に配当金を FFR 4支払った。
- ⑦ 当期中の甲社からの仕入金額は、4,725円であつた。また、期首及び期末時点での甲社に対する買掛金は、それぞれ902円、1,323円であつた。
- ⑧ 為替レートは以下のとおりである。

期首：FFR 1 = 22円

期末：FFR 1 = 27円

期中平均：FFR 1 = 25円

配当金支払時：FFR 1 = 23円

## (5) その他

- ① 説明の簡略化のため、事業税は考慮していない。
- ② 特に記載のない場合には、金額の単位は円とする。
- ③ 未実現利益の消去に伴う為替換算調整勘定の金額は、便宜上、無視する。
- ④ 連結調整勘定は5年間で均等償却する。
- ⑤ 手形割引については、総額により収入があつたものとする。
- ⑥ 短期借入金は、いずれも期間3か月であり、原則として満期日に借換えを行つており、そのキャッシュ・フローは純額表示する。
- ⑦ 甲社及び乙社の株式発行及び社債発行に関して、発行費用は発生していない。
- ⑧ 製造子会社乙社のたな卸資産及び仕入高は、原材料等を含んでいが、説明の簡略化のため、商品販売会社である甲社及びX社のたな卸資産及び仕入高と区別していない。なお、本設例では、これらたな卸資産に係る仕入支出の表示について、「営業活動によるキャッシュ・フロー」を直接法により作成する場合、便宜的に「原材料又は商品の仕入支出」の名称を用いている。

貸借対照表

(単位：円)

	甲社		乙社		X社	
	X8/3/31	X9/3/31	X8/10/1	X9/3/31	X8/3/31	X9/3/31
現金及び預金	1,310	1,025	25	160	352	81
受取手形	300	300	0	0	0	0
売掛金	1,200	1,800	250	290	880	1,566
貸倒引当金	(100)	(100)	(15)	(20)	(66)	(162)
有価証券	1,010	1,770	0	0	0	0
たな卸資産	1,950	1,000	140	120	594	972
未収利息	0	100	0	0	0	0

有形固定資産－取得原価	1,910	3,755	960	980	1,320	2,025
有形固定資産－減価償却累計額	(1,060)	(1,450)	(310)	(375)	(594)	(810)
子会社株式	400	1,070	0	0	0	0
社債発行差金	0	40	0	0	0	0
資産合計	<u>6,920</u>	<u>9,310</u>	<u>1,050</u>	<u>1,155</u>	<u>2,486</u>	<u>3,672</u>
買掛金	1,590	1,540	140	126	902	1,323
短期借入金	100	200	210	176	770	891
未払金	200	200	30	25	0	0
未払法人税等	1,000	850	0	25	44	81
未払消費税等	100	150	0	13	0	0
未払利息	100	230	0	0	0	27
社債	0	800	0	0	0	0
長期借入金	400	550	120	90	0	351
ファイナンス・リース債務	0	860	0	0	0	0
退職給与引当金	300	350	0	0	0	0
割引手形	300	100	0	0	0	0
為替換算調整勘定	0	0	0	0	85	256
負債合計	<u>4,090</u>	<u>5,830</u>	<u>500</u>	<u>455</u>	<u>1,801</u>	<u>2,929</u>
資本金	1,450	1,700	300	400	400	400
利益剰余金	1,380	1,780	250	300	285	343
資本合計	<u>2,830</u>	<u>3,480</u>	<u>550</u>	<u>700</u>	<u>685</u>	<u>743</u>
負債及び資本合計	<u>6,920</u>	<u>9,310</u>	<u>1,050</u>	<u>1,155</u>	<u>2,486</u>	<u>3,672</u>

(注) 割引手形について便宜上、両建表示している。

#### 損益計算書及び剰余金計算書

(単位：円)

	甲社	乙社	X社
	X8/4/1～	X8/10/1～	X8/4/1～
	X9/3/31	X9/3/31	X9/3/31
売上高	30,650	800	6,750
売上原価	(13,000)	(590)	(4,500)
売上総利益	17,650	210	2,250
販売費及び一般管理費	(14,360)	(135)	(1,950)
受取利息及び配当金	800	0	0
支払利息及び割引料	(400)	(10)	(50)
為替差損	(10)	0	0
社債発行差金償却	(10)	0	0
固定資産除却損	(20)	0	0
有形固定資産売却益	0	20	0
税引前当期純利益	3,650	85	250

法人税等	(2,050)	(35)	(100)
少数株主持分損益	0	0	0
当期純利益	1,600	50	150
剰余金一期首	1,380	0	285
連結子会社増加による剰余金の増加	0	250	0
配当金	(1,000)	0	(92)
役員賞与	(200)	0	0
剰余金一期末	<u>1,780</u>	<u>300</u>	<u>343</u>

				合 計
<u>売上原価の内訳</u>				
たな卸資産一期首	(1,950)	(140)	(675)	(2,765)
仕入	(12,050)	(270)	(4,725)	(17,045)
経費	0	(150)	0	(150)
減価償却費	0	(150)	0	(150)
たな卸資産一期末	<u>1,000</u>	<u>120</u>	<u>900</u>	<u>2,020</u>
	<u>(13,000)</u>	<u>(590)</u>	<u>(4,500)</u>	<u>(18,090)</u>

<u>販売費及び一般管理費の内訳</u>				
人件費	(4,530)	(70)	(325)	(4,925)
経費	(9,310)	(50)	(1,475)	(10,835)
退職給与引当金繰入額	(70)	0	0	(70)
貸倒引当金繰入額	0	(5)	(75)	(80)
減価償却費	(450)	(10)	(75)	(535)
	<u>(14,360)</u>	<u>(135)</u>	<u>(1,950)</u>	<u>(16,445)</u>

(注) 乙社の取得時の剰余金は「連結子会社増加による剰余金の増加」に表示している。

#### X社財務諸表（外貨から円貨への換算）

貸借対照表	外貨 (FFR)			円 貨			円貨の増減の内訳		
	X8/3/31	X9/3/31	増減	X8/3/31	X9/3/31	増減	平均レート	為替レート による換算	変動の影響
現金及び預金	16	3	(13)	352	81	(271)	(325)	54	
売掛金	40	58	18	880	1,566	686	450	236	
貸倒引当金	(3)	(6)	(3)	(66)	(162)	(96)	(75)	(21)	
たな卸資産	27	36	9	594	972	378	225	153	
有形固定資産	60	75	15	1,320	2,025	705	375	330	
減価償却累計額	(27)	(30)	(3)	(594)	(810)	(216)	(75)	(141)	
合計	<u>113</u>	<u>136</u>	<u>23</u>	<u>2,486</u>	<u>3,672</u>	<u>1,186</u>	<u>575</u>	<u>611</u>	
買掛金	41	49	8	902	1,323	421	200	221	
短期借入金	35	33	(2)	770	891	121	(50)	171	
未払法人税等	2	3	1	44	81	37	25	12	

未払利息	0	1	1	0	27	27	25	2
長期借入金	0	13	13	0	351	351	325	26
為替換算調整勘定				85	256	171	0	171
資本金	20	20	0	400	400	0	0	0
利益剰余金	15	17	2	285	343	58	50	8
合計	<u>113</u>	<u>136</u>	<u>23</u>	<u>2,486</u>	<u>3,672</u>	<u>1,186</u>	<u>575</u>	<u>611</u>

(単位：円)

<u>損益計算書</u>	X8/4/1～	X8/4/1～
	X9/3/31	X9/3/31
売上高	270	6,750
売上原価		
期首商品たな卸高	27	675
当期商品仕入高	189	4,725
期末商品たな卸高	<u>36</u>	<u>900</u>
売上原価計	180	4,500
販売費及び一般管理費		
人件費	13	325
減価償却費	3	75
貸倒引当金繰入額	3	75
その他	<u>59</u>	<u>1,475</u>
販売費及び一般管理費計	78	1,950
営業外費用		
支払利息	2	50
税引前当期純利益	10	250
法人税等	4	100
当期純利益	<u>6</u>	<u>150</u>
<u>剰余金計算書</u>	X8/4/1～	X8/4/1～
	X9/3/31	X9/3/31
期首剰余金	15	285
減少額		
配当金	4	92
当期純利益	<u>6</u>	<u>150</u>
期末剰余金	<u>17</u>	<u>343</u>

連結貸借対照表—X 8 / 3 / 31

(単位:円)

2. 連結財務諸表の作成

キャッシュ・フロー会計に関する一考察

— 45 —

	甲社	X社	合計	投資と資本 の消去	債権債務の 消去	たな卸資産未実 現利益の消去	修正合計	連結ベース
現金及び預金	1,310	352	1,662				0	1,662
受取手形	300	0	300				0	300
売掛金	1,200	880	2,080		(902)		1,178	
貸倒引当金	(100)	(66)	(166)				0	(166)
有価証券	1,010	0	1,010				0	1,010
たな卸資産	1,950	594	2,544				0	2,425
有形固定資産—取得原価	1,910	1,320	3,230				0	3,230
有形固定資産—減価償却累計額	(1,060)	(594)	(1,654)				0	(1,654)
子会社株式	400	0	400	(400)			(400)	0
資産合計	6,920	2,486	9,406	(400)	(902)	(119)	(1,421)	7,985
買掛金	1,590	902	2,492		(902)		(902)	1,590
短期借入金	100	770	870				0	870
未払金	200	0	200				0	200
未払法人税等	1,000	44	1,044				0	1,044
未払消費税等	100	0	100				0	100
未払利息	100	0	100				0	100
長期借入金	400	0	400				0	400
退職給与引当金	300	0	300				0	300
割引手形	300	0	300				0	300
為替換算調整勘定	0	85	85				0	85
負債合計	4,090	1,801	5,891		(902)		(902)	4,989
資本金	1,450	400	1,850	(400)			(400)	1,450
利益剰余金	1,380	285	1,665			(119)	(119)	1,546
資本合計	2,830	685	3,515	(400)	0	(119)	(519)	2,996

連結貸借対照表-X9/3/31

### 合計資本及び負債

6,920      2,486      9,406      (400)      (902)      (119)      (1,421)      7,985

(单位·用)

連結 運 営 正 任 計									
甲社		乙社		X社		合計		投資と資 債権債務	
								たな卸資産未実 現の消去	連結調整勘 定の消去
現金及び預金									
受取手形	1,025	160	81	1,266					
売掛金	300	0	0	300					
貸倒引当金	1,800	290	1,566	3,656	(1,323)				
有価証券	(100)	(20)	(162)	(282)					
たな卸資産	1,770	0	0	1,770					
未収利息	1,000	120	972	2,092	(194)				
原価	100	0	0	100					
有形固定資産－減価償却累計額	3,755	980	2,025	6,760					
定額調整勘定	(1,450)	(375)	(810)	(2,635)					
子会社株式	1,070	0	0	1,070	(1,070)				
性償行差金	40	0	0	40					
資産合計	9,310	1,155	3,672	14,137	(920)	(1,323)	(194)	0	0
買掛金	1,540	126	1,323	2,989	(1,323)	(1,323)	(30)	0	40
豆期借入金	200	176	891	1,267					
未払法人税等	200	25	0	225					
未払消費税等	850	25	81	956					
未払利息、	150	13	0	163					
支債	230	0	27	257					
長期借入金	800	0	0	800					
ファイナンス・リース債務	550	90	351	991					
戻戦給与引当金	860	0	0	860					
引手形	350	0	0	350					
為替換算調整勘定	100	0	0	100					
	0	0	256	256					

## キャッシュ・フロー会計に関する一考察

— 47 —

（単位：円）

負債合計	5,830	455	2,929	9,214	0	(1,323)	0	0	0	0	(1,323)	7,891
少數株主持分						130				10	(4)	136
資本金	1,700	400	400	2,500	(800)						(800)	1,700
利益剰余金	1,780	300	343	2,423	(250)						(16)	(500)
資本合計	3,480	700	743	4,923	(1,050)	0					(16)	(1,300)
負債、少數株主持分及び資本合計	9,310	1,155	3,672	14,137	(920)	(1,323)	(194)	(30)	(30)	0	(20)	(2,487)

運轉損益計算書及び連結余金計算書-X8 / 4 / 1 ~ X9 / 3 / 31

## 3. 連結キャッシュ・フロー計算書（直接法）の作成

(T勘定法による。著者作成)

## (1) T勘定法（連結ベース）

営業活動によるキャッシュ・フロー

## 売掛金

(1,178+250) 前期繰越	1,428	割引手形	200 (300-100)
為替差益	236	(入金額	32,606) (営業収入)
売上	33,475	次期繰越	2,333
	<u>35,139</u>		<u>35,139</u>

## たな卸資産

(2,425+140) 前期繰越	2,565	売上原価	13,440
為替差益	153	次期繰越	1,898
仕入	12,620		
	<u>15,338</u>		<u>15,338</u>

## 買掛金

(原材料等支出) (支払額	12,755)	前期繰越	1,730 (1,590+140)
減価償却費	150	為替損失	221
次期繰越	1,666	仕入	12,620
	<u>14,571</u>		<u>14,571</u>

## 人件費の支払額の算定

(人件費支出) (支払額	5,145)	販売費及び 一般管理費 の発生額	4,925	販売費及び一般管理費
		退職給与引当金	20	損益 4,925 現金 4,925
		取崩額の発生額		給与引当金取崩額
		役員賞与の発生 額	200	損益 20 現金 20
	<u>5,145</u>		<u>5,145</u>	役員賞与
				利益剰余金 200 現金 200

## その他の営業費（経費）の支払額の算定

(150 - 100 + 13) 未払消費税等	63	販売費及び 一般管理費 の発生額	10,835	以下、省略(上記のこと、 つまり損益勘定への振替 については省略する)
(その他の営業支出)(支払額	10,777	未払金(その他の 営業費関係分)	5 (200+25) - (200+35)	
	10,840		10,840	

## 受取利息及び受取配当金の入金額の算定

受取利息及び受取配当金の 発生額	800	未取利息	100
		配当金の消去	92
		(内部相殺)	
		(入金額	608) (利息及び受取配当金の受取額)
	800		800

## 支払利息及び割引料の支払額の算定

(利息の支払額) (支払額	305)	支払利息及び 割引料発生額	460
(230 - 100 + 25) 未払利息	155		
	460		460

## 法人税等の支払額の算定

(法人税等の支払額) (支払額	2,285)	法人税等発生 額	2,185 (2,050 + 35 + 100)
(25 + 25) 未払法人税等	50	未払法人税等	150 (1,000 - 850)
	2,335		2,335

## 投資活動によるキャッシュ・フロー

## 定期預金

(支出) (支払額	200)	(入金額	200) (収入)
-----------	------	------	-----------

## 有価証券

前期繰越	1,010	次期繰越	1,770
(支出) (支払額)	760		
	<u>1,770</u>		<u>1,770</u>

## 有形固定資産

取得(甲, 乙, X社)	1,470	連結会社社間固定資産取得 (支払額)	25 <----- 1,445 (支出) 1,470
	<u>1,470</u>		<u>1,470</u>

## 有形固定資産 (連結会社間相殺額)

(入金額	25)	(支払額	25)
	<u>25</u>		<u>25</u>

## 子会社株式

前期繰越	400	次期繰越	1,070
投資有価証券	80		
(乙社への)			
現金・現金同等	25		
物期首残高(乙社)			
(支出) (支払額)	565		
	<u>1,070</u>		<u>1,070</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー

## 短期借入金

(176 - 210) 返済額(乙社)	34	増加額	100 (200 - 100)
(121 - 171) 返済額(X社)	50		
(純増加額) (入金額	16)		
	<u>100</u>		<u>100</u>

## ファイナンス・リース債務

返済額(甲社)	90	(支払額	90) (支出)
	<u>90</u>		<u>90</u>

## 長期借入金（借入額）

(収入) (入金額	<u>625)</u>	増加額(甲, X社) <u>625</u> (250 + 375)
-----------	-------------	-----------------------------------

## 長期借入金（返済額）

(100 + 30 + 50) 返済額 (甲, 乙, X社)	<u>180</u>	(支払額 <u>180</u> ) (支出)
	<u>180</u>	<u>180</u>

## 社債発行

(収入) (入金額	<u>750)</u>	発行額(甲社) <u>750</u>
-----------	-------------	--------------------

## 株式発行

子会社増資相殺額 (乙社)	<u>100</u>	発行額 (甲, 乙社) <u>350</u>
(収入) (入金額	<u>250)</u>	
	<u>350</u>	<u>350</u>

## 少数株主株式発行

(収入) (入金額	<u>20)</u>	外部株主発行額(乙社) <u>20</u>
-----------	------------	-----------------------

## 支払配当金

支払配当金発生額相 殺 (X社)	<u>92</u>	支払配当金 <u>1,092</u> (1,000 + 92) 発生額 (甲, X社)
(支払額) (支払額	<u>1,000)</u>	
	<u>1,092</u>	<u>1,092</u>

## 現金及び現金同等物に係る為替差額

(10 + 8) 為替差損(甲, X社) 18 (換算差額) (入金額	<u>36)</u>	為替差益(X社) <u>54</u>
	<u>54</u>	<u>54</u>

## 現金及び現金同等物の増加額

増加額(乙社)	135	減少額(甲, X社)	556 (285+271)
固定資産売却	25		
増加額(乙社)			
(減少額)	(純増加額マイナス396)		
	556		556

## 現金及び現金同等物の期首残高

甲社前期繰越	1,110	買収相殺額(乙社)	25
乙社前期繰越	25	(純増加額	1,462) (期首残高)
X社前期繰越	352		
	1,487		1,487

## 現金及び現金同等物の期末残高

前期繰越	1,462	純増加額マイナス396	
		(次期繰越	1,066) (期末残高)
	1,462		1,462

(2) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」を直接法により表示する場合(T勘定法による)。

(単位:円)

## I 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入	32,606
原材料又は商品の仕入れによる支出	-12,755
人件費支出	-5,145
その他の営業支出	-10,777
小計	3,929

利息及び配当金受取額	608
利息の支払額	-305
法人税等の支払額	-2,285
小計	1,947

## II 営業活動によるキャッシュ・フロー

定期預金の預入による支出	-200
定期預金の払戻による収入	200

有価証券の取得による支出	-760
有形固定資産の取得による支出	-1,445
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-565
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>-2,770</u>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増加額	16
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-90
長期借入れによる収入	625
長期借入金の返済による支出	-180
社債の発行による収入	750
株式の発行による収入	250
少数株主への株式の発行による収入	20
配当金の支払額	<u>-1,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>391</u>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<u>36</u>
<b>V 現金及び現金同等物の減少額</b>	<u>-396</u>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<u>1,462</u>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<u>1,066</u>

#### 4. 連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）の作成

「営業活動によるキャッシュ・フロー」を間接法により表示する場合

(単位：円)

##### I 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当期純利益 (3,650 + 85 + 250 - 75 - 92 - 30 - 20)	3,768
減価償却費 (450 + 160 + 75) → 上も含めて、数値と下記の直接法と同額という語句は著者記入	685
有形固定資産除却損	20
社債発行差金償却額	10
連結調整勘定償却額	30
貸倒引当金の増加額 (5 + 75)	80
退職給与引当金の増加額	50
受取利息及び受取配当金 (-800 + 92)	-708
支払利息 (400 + 10 + 50)	460
為替差損	10
売上債権の増加額 (-600 - 40 - 450 + (421))	-669
たな卸資産の減少額 (950 + 20 - 225 + 75) → 相殺額	820
仕入債務の減少額 (-50 - 19 + 200 - (421)) → (左の19のうちの5は未払金を含む)	-290
未払消費税等の増加額 (50 + 13)	63

割引手形の減少額 (300-100)	-200
役員賞与の支払額	-200
小計	3,929
利息及び配当金の受取額	608
利息の支払額	-305
法人税等の支払額	-2,285
(直接法と同額)	
當業活動によるキャッシュ・フロー	1,947
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (直接法と同額)	
定期預金の預入による支出	-200
定期預金の払戻による収入	200
有価証券の取得による支出	-760
有形固定資産の取得による支出	-1,445
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-565
投資活動によるキャッシュ・フロー	-2,770
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (直接法と同額)	
短期借入金の純増加額	16
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-90
長期借入れによる収入	625
長期借入金の返済による支出	-180
社債の発行による収入	750
株式の発行による収入	250
少数株主への株式の発行による収入	20
配当金の支払額	-1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	391
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	36
V 現金及び現金同等物の減少額	-396
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,462
VII 現金及び現金同等物の期末残高	1,066
(直接法と同額)	

以上、「実務指針」の連結キャッシュ・フロー計算書の作成方法・計算方法をみた。なお、連結財務諸表の作成方法は省略している。連結財務諸表論については、別稿で論述したいと考えている。連結キャッシュ・フロー計算書の作成・計算過程には、先述したように簡便法と原則法とがあるが、結果的にはつまり数値上は両者同じように表示されるので、本稿では区別していない。直接法と間接法は区別して論述している。また、「実務指針」における設例は量的に相当のページ数にわたるので、ここでは要点のみを

取り上げ多くは省略しているので、さらに詳細に調査したい論者は「実務指針」本体をみて頂ければ幸いである。ただし、ここに取り上げた前提条件などから、上述の連結キャッシュ・フロー計算書（直接法・間接法）は作成され得る。

設例について、感想を若干述べたい。設例の中の前提条件において社債が甲社によってX 8年4月1日に発行されているが、X 9年3月31日になっても社債利息が発生していない。社債利息についての記述がない点が疑問である。上記の4. のキャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」を間接法により表示する場合、の中で売上債権の増加額が-869になっているが、これを-669とし、割引手形の減少額は別計上した。理由は、金額も大きいし、売掛金の期首・期末残高とは別にした方が良いと考えたからである。なお、キャッシュ・フロー計算書の内容の吟味については、次章で論述することとする。

## 第5章 キャッシュ・フロー計算書の構造

ここでは、キャッシュ・フロー計算書の計算構造における内容の吟味を行なうことにしたい。

### 1. 計算構造と現金等<sup>10)</sup>の範囲について

#### (1) 計算構造について

- ① 当期収入－当期支出＝当期現金及び現金同等物増減額→キャッシュ・フロー計算書
  - ② 当期収益－当期費用＝当期純損益額→損益計算書
- ①について、収入には営業収入、定期預金の払戻による収入、長期借入

金による収入などがある。支出には、原材料及び商品の仕入支出、定期預金の預入による支出、有形固定資産の取得による支出などがある。

②について、収益には営業収益、営業外収益、特別利益がある。費用には、営業費用、営業外費用、特別損失がある。

当期収入と当期収益の性質は、同質点もあるが、異質点もある。たとえば、営業収益が現金収入の場合、営業収益は営業収入と同質である。しかし、定期預金の払戻による収入は収益とは異なる。同じことは、当期支出と当期費用に対してもいえる。両者は、すべて同質ではない。

また、収入・収益及び支出・費用の関連については、他にも未収収益・未払費用や前払費用・前受収益の問題もある。たとえば、それを家賃に当てはめてみると以下のようになる。この場合においても、収入と収益、支出と費用とは結びつかない。期間は、当該期間である。

- |                   |               |               |
|-------------------|---------------|---------------|
| (イ) 未収収益→未収家賃 × × | 受取家賃 × ×      |               |
|                   | (収入ではない)      | (当該期間の収益である)  |
| (ロ) 未払費用→支払家賃 × × | 未払家賃 × ×      |               |
|                   | (当該期間の費用である)  | (支出ではない)      |
| (ハ) 前払費用→前払家賃 × × | 支払家賃 × ×      |               |
|                   | (支出である)       | (当該期間の費用ではない) |
| (ニ) 前受収益→受取家賃 × × | 前受家賃 × ×      |               |
|                   | (当該期間の収益ではない) | (収入である)       |

上の未収収益などは資産であるので、①、②の計算は貸借対照表とも関係があるが、ここでは①、②の計算構造にしづめている。①には(イ)、(ニ)が、②には(ロ)が含まれる。また、1つの取引例において他にも当期の収入・支出であっても、当期の収益・費用とならないもの、逆の事例の場合などもあるが、ここでは省略する。

したがって、当期現金及び現金同等物増減額と当期純損益額は異なる。両者の差額を分析することによって、たとえば当期純利益額に占める現金及び現金同等物の有高を知ることができるとし、また現金及び現金同等物の有高それ自体の発生形態も知ることもできる。①の算式の結果は、分配可能利益の分配可能性も具体的に示すことになる。

上の計算構造に関して認識基準と測定基準との関連をみてみよう。認識基準とは、収入・支出、収益・費用の計上をいつ認めるかという問題である。①については、営業収入などが現金及び現金同等物として企業に入った時、また商品の仕入支出などが現金及び現金同等物として企業から支出された時計上される。②については営業収益などが現金及び現金同等物として企業に実現した時(この場合売掛金、受取手形も含む)、また営業費用などは、それらの支出について現金及び現金同等物(この場合買掛金、支払手形も含む)で企業がその支払を行った時、計上される。なお、この場合費用については、他に減価償却費などの発生費用の例もある。①と②の異質点は、特に①は現金及び現金同等物という統一された認識基準で計上されるが、②においては、さらに発生費用が存在するという点などがあるという、ことである。上述のように、実現主義は企業において収益が現金及び現金同等物として入ってきた時、認識計上される。後でも述べるが、現金等の範囲の広がりがキャッシュ・フロー計算書でなされた結果、その分実現主義が拡大されている点も注意せねばならない。資金概念が広がったということである。資金の種類が多くなったということである。

測定基準とは、決算時に原価か時価かで価額を付すことをいう。①、②とも、それぞれの項目に対してわが国では原価主義会計が用いられている。貸借対照表には、時価も用いられているが、資本維持論の観点からみて、①、②については原価主義会計が用いられていると考えられる。すなわち、

投下資本額（原価）が維持されてはじめて当期純損益が算定されることになるからである。減価償却費の算定について、一般的には発生主義で算定されているといわれているが、決算時において有形固定資産（機械など）の原価（取得原価）と売却時価との減少差額を減価償却費とする考え方も存在する<sup>11)</sup>。この場合、配分過程（減価償却費を定額法などで算定すること）は経ていないが、②の方に入るであろう。減少差額は売却時価を考慮している。それは、発生費用とみた方が自然であろう。売却を想定することは認識基準に係わることになるからである。これらのこととは、原価と時価の差額を直接的に資本の減少とみるか、損失あるいは減価償却費の発生とみるかということを意味している。資本の減少とみる場合は、測定基準で、損失あるいは費用の発生とみる場合は認識基準で、計上するということになる。すなわち、損益計算書・貸借対照表においては、前者の場合→原価と購入時価との差額→資本の減少→測定基準に基づく。後者の場合→原価と売却時価との差額→損失か減価償却費の発生→認識基準に基づく。原価と売却時価の比較における減少発生額によって、損失・費用が生じる場合は認識基準に関連することになる。これらの相違は、時価の性格による。その時価が売却時価もしくは購入時価によって、またそれらによる差額が、直接的に収益（利益）あるいは費用（損失）、資本となるかによって認識基準によるのか、測定基準によるのかに影響を与える。

## (2) 現金等の範囲について

「資金繰表」における資金概念は、昭和28年の大蔵省令第74号によって知ることができる。それは、第2章で述べている。

「資金収支表」における資金概念は、昭和63年の大蔵省令第41号によって知ることができる。これも第2章で述べている。

先にあげたキャッシュ・フローの「作成基準」における資金概念は、第

二の作成基準の資金の範囲において現金及び現金同等物とする、となつてゐる。現金とは、手許現金及び要求払預金をいう。現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期の投資をいう。さらに、「作成基準」の注解によってそれらは次のように説明されている<sup>12)</sup>。要求払預金には、たとえば当座預金、普通預金、通知預金が含まれる。現金同等物には、たとえば取得日から満期日又は償還日までの期間が三ヵ月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャルペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる。しかし、何を現金同等物とするかは経営者の判断にまかされていることも注意せねばならない。

「作成基準」におけるキャッシュ・フロー計算書では、従来の資金繰表、資金収支表と比較して資金内容が多様化している。現金同等物はすべて現金に類するものと考えられている。売掛金、受取手形、買掛金、支払手形はこれに入っていない。それは、これらが当期期間において現金化する部分はあり得るが、残高はいつ現金化するか不明だからである。なぜ、現金及び現金同等物での表示が必要であろうか。それは、①分配可能利益との関連、②キャッシュ・フロー計算書は、3区分されるがそれぞれのキャッシュ・フローの状況の明示、③フリー・キャッシュ・フローの存在の有無、④インフレ・デフレ時、一般的に用いられている原価主義で会計を行うと、インフレ時には当期純利益は低く抑えられ、デフレ時には高く表示されるので、それを補完する意味で必要である、ということである。もちろん、他にも各種考えられる。

前にもあげた日本公認会計士協会の「実務指針」では、当座借越については、負の現金同等物を構成するものとする、としている。

## 2. 作成方法・計算方法とキャッシュ・フロー計算書の区分について

### (1) 作成方法・計算方法について

「作成基準」は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の作成方法・計算方法について、継続適用を条件として次の2つの方法の選択適用を認めている。以下はその2つの方法である。

- ① 主要な取引ごとに収入総額と支出総額を表示する方法（直接法という）。
- ② 税引前当期純利益に必要な調整項目を加減して表示する方法（間接法という）。

直接法には、第3章でみたように3種類の作成方法・計算方法がある。

(a)純粋直接法、(b)T勘定による方法、(c)精算表による方法である。(a)の方法は、取引→仕訳→仕訳の内容を示す収入・支出勘定→試算表を通じて→キャッシュ・フロー計算書を作ることになる。この方法は、損益計算書や貸借対照表を作る方法（簿記的手順を踏む方法）と根本的に同一である。

したがって、この(a)の方法はキャッシュ・フロー計算書について損益計算書や貸借対照表と同じ作成方法・計算方法であるとして位置づけることができる。また、この方法は営業キャッシュ・フローによる金額を算定するために、営業収入額、原材料及び商品の仕入支出額などが総額で直接的に表示されるという特徴もある。これによって営業規模が分かるということである。(b)と(c)の方法は、総額で営業収入額などを計算するのは(a)の方法と同じであるが、出来あがった損益計算書や貸借対照表を利用して行うので、作成方法・計算方法に関しては一種の簡便法である。

間接法は、税引前当期純利益からはじまり減価償却費、支払利息（発生額）などを差し引いて営業活動によるキャッシュ・フロー金額を算定する。この方法は、出来あがった損益計算書や貸借対照表を利用して営業活動に

によるキャッシュ・フロー金額を算定するので、上の直接法の(b), (c)とは、計算方法は異なるが、作成方法においては同じで一種の簡便法であり、損益計算書や貸借対照表に従属する方法である、といわれている。財務諸表の中の位置づけとしては損益計算書や貸借対照表とは同位置ではないとされる。しかし、作成方法と計算方法が簡便なので、またコストもからなないので、この方法が実務では一般的に用いられている。損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書は、上に同位置ではないとされる、と述べた。しかし、それらは会計目的観などにおいて優劣の差はあるかもしれないが、それぞれ存在価値を有し、3者で1体である。

さて、その計算方法についてであるが、なぜ税引前当期純利益から減価償却費などを差し引いて営業活動によるキャッシュ・フロー金額を求めるのであろうか。たとえば、(借方) 有形固定資産10 (貸方) 現金10, (借方) 減価償却費 1 (貸方) 減価償却累計額 1 の場合の例をあげる。減価償却費 1 は、現金支出ではないので、キャッシュ・フロー計算上では税引前当期純利益にプラスする必要がある。そうすることによって、結果的に損益計算書上の減価償却費と相殺されることになる。損益計算書や貸借対照表から算出された税引前当期純利益は、減価償却費の影響をこれによって受けないことになる。したがって、減価償却費はプラス・マイナスでゼロになるので、この方法は純額で計上されるということになる。以上から、有形固定資産購入支出10がキャッシュ・フローとして算出される。同じように、たとえば売掛金の当期純増加額がある場合、純増加額は入金額ではないので、税引前当期純利益から差し引かねばならない。貸借対照表上の売掛金と相殺されることになる。しかし、営業収入の金額などは二の次となる。つまり、営業収入、仕入支出、人件費支出などは区別して表示されないので、不明確である。キャッシュ・フロー計算書は、現金の入・出金のみを

計上する。なお、減価償却費、売掛金などの項目も営業キャッシュ・フローに関連しているのでこの区分で計算される。

他の区分、すなわち「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の作成方法・計算方法は直接法においても、間接法においても全く同じである。

## (2) 区分について

キャッシュ・フロー計算書における「意見書」は、前にもふれたが、「キャッシュ・フロー計算書は、一会计期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、……」と述べている。具体的に、「作成基準」は連結キャッシュ・フロー計算書には、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」を設けなければならない<sup>13)</sup>、としている。この3区分方式は、FASB(财务会計基準審議会、アメリカ)やIAS(国际会計基準)の基準と同じである。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローも記載される。たとえば、災害による保険金収入、損害賠償金の支払及び法人税等の支払などがあげられている。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、固定資産の取得及び売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

また、3区分のどれかに選択記載できる例として、以下の事項が取り上げられている<sup>14)</sup>。利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、以下のいず

れかの方法により記載できる。

- ① 受取利息、受取配当金及び支払利息は「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法による。
- ② 受取利息及び受取配当金は「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払利息及び支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法による。

以上が「意見書」や「作成基準」の見解である。法人税等と支払配当金についてであるが、法人税等は営業収入を上げるための費用ではない。それは、主に税引前当期純利益にかかったものであり、営業取引のみにかかった支出ではない。それは、社会的義務を果たすための支出であり、一般的費用とは異なる社会的貢献費用である。税引前当期純利益と利益処分項目の間に位置づけられる。また、支払配当金は税引後当期純利益から分配されるものであり、異質な支出である。さらに、災害による保険金収入なども特殊な項目である。このようなことから、これらの項目は上述した3区分とは別の区分、たとえば特殊項目区分として、別区分を設けた方が論理的である。したがって、著者によれば4区分となる。イギリスの1996年のFRS, R. No.1（財務報告基準第1号の改訂版）は、キャッシュ・フロー計算書を8区分にしているそうである。区分は、数が少ない方が良いであろうが、内容的に整理されたものであるべきであろう。

## おわりに

おわりに当たって、各種論じてきた中で、著者が論じ足らないと思う部分を付言して本稿をおわりとしたい。

企業は、社会的責任を負い(法人税等の支払いなど)、最終的に利潤追求を目的とする機関である。会計は、その流れを記帳していく制度である。両者は不可分の関係にある。結果的に、会計の目的は利益計算ということになろう。目的達成の過程で、利益計算の状況を利害関係者(投資者や債権者など)に知らしめるのは会計の1つの重要な機能である。キャッシュ・フロー計算書もその目的は、利益計算を支持・補完するものである。

キャッシュ・フロー計算書については、その作成方法と計算方法は分けた方がよいように思われる。作成方法とは、キャッシュ・フロー計算書の作成手順をいう。計算方法とは、キャッシュ・フロー計算書における営業活動などによるキャッシュ・フロー区分の金額の求め方をいう。たとえば、営業収入額として、その金額が直接的に把握されるか否かということである。

作成方法には、直接法と間接法とがある。直接法には、各種の作成法が考えられるが、代表的なものとして、①純粋直接法、②T字型の勘定を用いる方法及び③精算表を通じて作る方法がある。①の作成方法は、取引→仕訳→勘定などという簿記の手順を踏んで行う方法である。②と③の方法においては、②はT字型勘定を利用して、③精算表を作り、そこから計算書を作成するやり方のものである。直接法を原初取引から直接的に取引の流れを把握、計上していくものであると理解すれば、①の方法が純粋な直接法であろう。②と③は、今から述べる間接法と同じ種類の作成方法といえる。間接法は、出来あがった損益計算書と貸借対照表を元にして作る方法である。その意味で、間接法は上の直接法の②と③に類似する。

計算方法は、作成方法における直接法と間接法を出発点とするが、計算方法は全く異なる。直接法は、原則として営業活動によるキャッシュ・フロー金額を営業収入額や仕入支出額などとして直接的に捉え発生形態別に

分類して、それらを総額で表示して求める方法である。他の区分（投資活動・財務活動によるキャッシュ・フローの金額）の計算方法は、下記の間接法と同じである。間接法は、営業キャッシュ・フローの金額を税引前当期純利益から出発して減価償却費額、売掛金純増加額などを加減算して求める方法であるが、その場合減価償却費（損益計算書上のそれと相殺させるために）などは純額で表示される。なお、営業キャッシュ・フロー上の合計金額は最終的には直接法と同額であり、その計算方法が単に異なるだけである。直接法は、総額表示（関連項目の数値を寄せ集める必要がある）でなされるが、間接法は純額表示（単に、損益計算書などから数値をもつてくれればよい）で行われる。したがって後者の方が、計算が簡便なので、またコストも安くあがるので、後者の方法が一般的に用いられている。

キャッシュ・フロー計算書は、3区分される。その中で、営業キャッシュ・フロー計算区分が一番重要であろう。企業は、主たる営業活動をその基本に置いているからである。ただ、この中に特殊な項目、たとえば災害による保険金の収入、損害賠償金の支払額、法人税等の支払額などをこの区分に入れることには反対である。理由は、この区分は当該企業が主とする営業活動から生ずるものに限るべきであるからである。これらについては第4の区分を設け特殊例外的なものは、特殊項目区分としてそこに集め計上した方がよいと考えられる。キャッシュ・フロー計算書は、他の機能として経営分析に大変有効な機能を果たす。たとえば、営業キャッシュ・フロー・マージン＝売上高／営業キャッシュ・フロー金額×100、これによつて売上高に占める営業キャッシュ・フロー高を知ることができるが、これらの計算・分析金額が従来の区分方法では、正確でなくなるということである。また、営業活動によるキャッシュ・フロー区分から算出される金額が投資活動・財務活動によるキャッシュ・フロー区分にも重大な影響を与

えるが、出発点としての営業活動によるキャッシュ・フロー区分は最も厳密でなければならないであろう。その意味でも、上記のことは生かされねばならないであろう。

## 注

- 1) 鎌田信夫『キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会, 平成13年, 31ページ。
- 2) 平井克彦『国税専門官受験のための会計学』白桃書房, 平成14年, 48ページ。
- 3) 安藤英義「簿記および会計の空洞化」『企業会計』第40巻第9号, 昭和63年9月号, 45ページ。
- 4) 水田金一監訳『ヘンドリクセン会計学』(上巻) 同文館, 昭和47年, 5ページ。
- 5) 国際会計基準審議会, 日本公認会計士協会・国際委員会訳『国際会計基準書2001』85ページ～86ページ。
- 6) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」(二のキャッシュ・フロー計算書の位置づけ, による) 平成10年。
- 7) 同上書, (四の実施時期等, による)。
- 8) 同上書, (二のキャッシュ・フロー計算書の位置づけ, による)。
- 9) 同上書, (四の実施時期等, による)。
- 10) ここでの現金等とは, 現金及び現金同等物をいう。他のところでも同じである。
- 11) 上野清貴『キャッシュ・フロー会計論』創成社, 平成13年, 45ページ。
- 12) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」(注1, 注2, による) 平成10年。
- 13) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(第二作成基準の表示区分, による) 平成10年。
- 14) 同上書, 第二作成基準における二の表示区分の3, による。
- 15) 鎌田信夫, 前掲書, 37ページ。